

「建設用原材料」編集規約

〔編集委員会に関する事項〕

1. 以下の構成員をもって編集委員会を構成する。

編集委員長	1名
編集幹事	必要数
編集委員	必要数

編集委員長および編集幹事をもって編集幹事会を構成する。
2. 編集委員会は、資源・素材学会 建設用原材料部門委員会発行 論文誌「建設用原材料」（英語名：CONSTRUCTION MATERIALS）の編集を行う。
3. 編集委員長は、建設用原材料部門委員会委員長が任命する。
4. 編集幹事および編集委員は、編集委員長がその候補を選び、建設用原材料部門委員会委員長が任命する。
5. 「建設用原材料」の編集業務は、編集委員長の責任において行う。
6. 編集幹事は編集委員長の業務を補佐し、また編集委員長の付託により編集業務の一部を代行することができる。
7. 編集委員は、編集委員長に編集上必要な助言を行

う。

〔原稿の取り扱いに関する事項〕

8. 「建設用原材料」は、投稿原稿、依頼原稿および建設用原材料部門委員会に關係する記事により構成される。ここで、投稿原稿とは資源・素材学会会員、その他が自発的に執筆した原稿を、依頼原稿とは編集委員長の依頼により執筆された原稿をいう。
9. 提出された原稿の受付、審査、受理は、以下の手順で行う。
 - 1) 建設用原材料部門委員会事務局または編集委員会が指定する所に届けられた日をもって受付日とする。
 - 2) 審査は、別に定める投稿規定（資源・素材学会建設用原材料部門委員会発行）の2. 審査に従って実施する
 - 3) 査読者と著者の見解が対立した場合の措置については、編集委員長が裁定する。
 - 4) 原稿の採否を決定した日をもって受理日とする。

（1997年5月30日 制定）

（2015年4月17日 改訂）